

奈良県紀伊半島大水害 復旧・復興計画

平成 24 年 3 月

奈良県

奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画

目 次

1 紀伊半島大水害の特徴	
(1) 台風 12 号の概要	1
(2) 過去に例のない大雨	2
(3) 土砂崩れ	2
2 被害状況	4
3 復旧・復興計画の基本的な考え方	
(1) 復旧・復興に向けた取組方針	8
(2) 本計画の位置づけ	8
(3) 復旧・復興の担い手等	10
(4) 復旧・復興に係る市町村等への支援	11
(5) 復旧・復興関連事業からの暴力団等の排除	12
4 分野別の取組	
1 被災地域の迅速な立ち直り・回復	
(1) 道路等の応急復旧、土砂ダム対策	13
(2) 避難者・被災者支援	21
(3) 生業・産業支援	27
2 地域の再生・再興	
(1) 災害に強いインフラづくり (道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等)	33
(2) 新しい集落づくり	45
(3) 産業・雇用の創造（林業、観光等）	47
(4) 暮らしづくり（教育、医療、福祉等）	57
3 安全・安心への備え	
(1) 監視・警戒・避難のシステムづくり	67
(2) 深層崩壊のメカニズム解明と対策研究	69
(3) 記録の整備、次世代への継承	71

5 復旧・復興の7つのポイント

- (1) 長期避難者の早期解消 …………… 75
- (2) 新しい集落づくり …………… 76
- (3) 紀伊半島アンカールートの整備 …………… 77
- (4) 安全・安心への備え …………… 78
- (5) 地域経済を支える産業に対する支援 …………… 79
- (6) ふるさと復興協力隊 …………… 81
- (7) 森林資源を活用した地域づくり …………… 82

【参考資料】

1 復旧・復興に向けた主な取組経緯

- (1) 主な取組 …………… 85
- (2) 復旧・復興計画策定チーム …………… 87
- (3) 紀伊半島大水害被災市町村の要望一覧 …………… 90
- (4) 国・三県復旧・復興合同対策会議 …………… 93
- (5) 紀伊半島大水害に係る災害復旧・復興
に関する要望（政府要望） …………… 99
- (6) 紀伊半島大水害に係る災害復旧・復興
に関する平成23年度補正予算等 ……………101
- (7) 紀伊半島大水害に係る災害復旧・復興
に関する平成24年度当初予算 ……………103
- (8) 紀伊半島大水害復旧・復興計画に係る
アドバイザー一覧 ……………104

2 復旧・復興計画推進チーム ……………105

3 紀伊半島大水害に係る公共土木施設災害復旧事業 位置図（道路・橋梁） ……………107

紀伊半島大水害に係る公共土木施設等の災害復旧事業 位置図（河川・砂防） ……………108

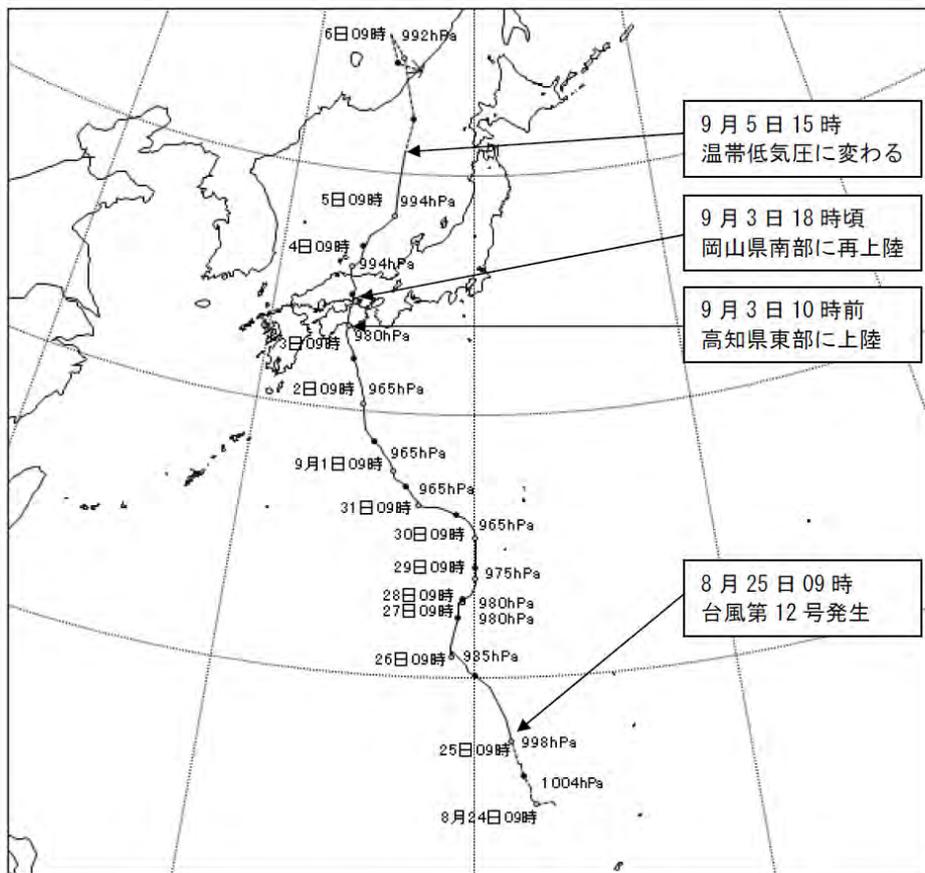
4 用語解説 ……………109

1 紀伊半島大水害の特徴

(1) 台風 12 号の概要

- 平成 23 年 8 月 25 日 9 時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風 12 号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、28 日には強風半径が 500km を超えて大型の台風となり、30 日には中心気圧が 965hPa、最大風速が 35m/s の大型で強い台風となった。
- 台風は、その後もゆっくりと北上を続け、30 日に小笠原諸島付近で進路を一旦西に変えた後、9 月 2 日には暴風域を伴ったまま北上して四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。その後、台風はゆっくりと北上して四国地方、中国地方を縦断し、4 日未明に日本海に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧となった。
- 台風が大型で、さらに台風の動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

台風 12 号の経路

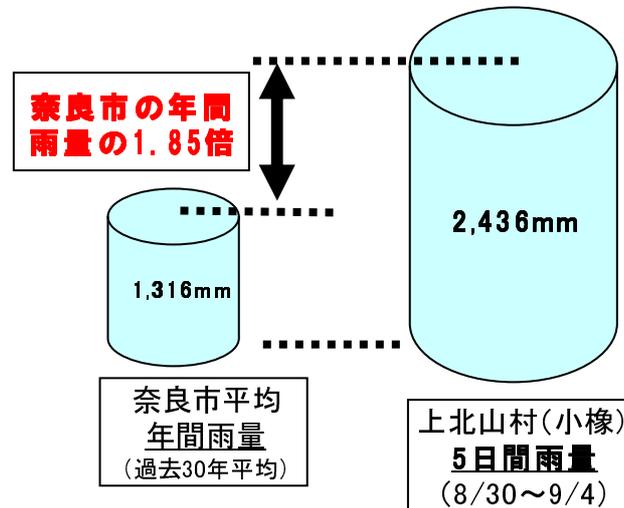


○は 09 時、●は 21 時の位置を示す

出典：気象庁ホームページ

(2) 過去に例のない大雨

- 上北山村（小椽）では、5日間で2,436mm（8/30～9/4）
（奈良市の平均年間雨量（1,316mm）の1.85倍）
- 十津川村（風屋）では、5日間で1,358mm（8/30～9/4）
- 本県の過去およそ100年間で台風等による最大降水量は、1,241mm

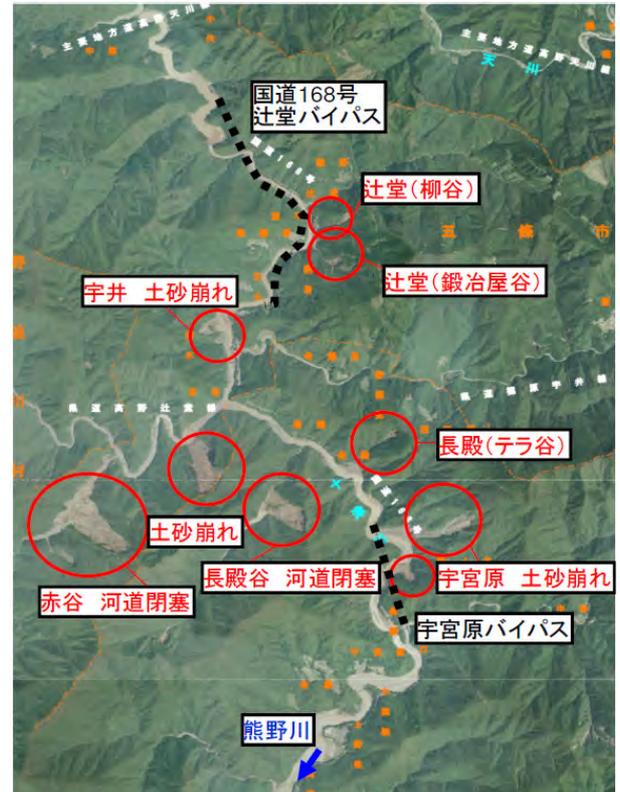


(3) 土砂崩れ

- 紀伊半島で約1億 m^3 の土砂崩壊(*)
（東京ドーム約80杯分で戦後の豪雨災害では最大）
うち9割が県内で発生（約8,600万 m^3 ）
- 約1,800箇所 of 土砂崩壊箇所が発生
大規模なものだけでも40箇所
（河道閉塞との重複あり）
- 大規模な土砂災害の発生集中箇所は、
右図のとおり
（五條市大塔町辻堂～十津川村宇宮原）

(*)平成23年10月11日

国土交通省記者発表資料より（速報値）



過去の崩壊土砂量の多い事例

災害名	発生年	土砂量
明治の十津川大水害（豪雨）	M22	約 2 億 m ³
岩手・宮城内陸地震	H20	約 1.3 億 m ³
新潟県中越地震	H16	約 1 億 m ³
紀伊半島大水害（豪雨）	H23	約 1 億 m ³

※紀伊半島大水害は、豪雨によるものとしては戦後最多の土砂量

- 河道閉塞箇所は、県内で 16 箇所発生（平成 23 年 9 月 27 日時点）
 全閉状態 4 箇所（五條市大塔町赤谷、野迫川村北股、十津川村長殿、栗平）
 部分閉塞状態 12 箇所（五條市大塔町辻堂ほか 1 箇所、黒滝村赤滝 2 箇所、天川村坪内、野迫川村桧股、十津川村長殿ほか 3 箇所、上北山村白川、東吉野村麦谷）
- 土砂崩壊により、河道内の土砂堆積も多発
 熊野川（五條市大塔町宇井～十津川村宇宮原）では、10m以上の河床上昇が発生し、この区間で約 500 万 m³の土砂堆積
- 122 年前の十津川大水害と同様の箇所で、土砂崩壊や河道閉塞が多発

【参考：十津川大水害について】

1. 発生日時 1889 年（明治 22 年）8 月 18 日～20 日
2. 発生原因 四国沖に停滞していた台風が北上
 →太平洋から吹く南風が紀伊山地から吉野地方に豪雨をもたらした。
3. 降雨量 8 月 19 日の 24 時間降水量 → 1,000mm 超
 1 時間降水量 → 130mm 超

4. 被害の全容

	旧宇智郡、吉野郡管内	うち旧十津川村内
大規模崩壊	1,146 箇所	1,080 箇所
土砂ダム形成数	53 箇所	37 箇所
死者数	245 名	168 名
流出・全壊家屋	824 戸	610 戸
農地被害	不明	全体の 70%以上

5. 新十津川村への移住者 2,667 名（旧十津川村からの移住戸数 641 戸）

吉野郡水災誌より 資料提供：十津川村歴史民俗資料館

2 被害状況

(1) 人的被害

被害の区分	被害	備考
死者数	14名	災害対策本部調べ（平成24年3月16日時点）
行方不明者数	10名	〃

(2) 建物被害

被害の区分	被害	備考
全壊	49棟	災害対策本部調べ（平成24年3月16日時点）
半壊	69棟	〃
一部破損	14棟	〃
床上浸水	13棟	〃
床下浸水	38棟	〃

(3) 公共施設等

当面の復旧所要額として、約700億円（711箇所）が見込まれる。内訳は以下のとおり。

種別	復旧所要額（億円）	件数
道路・橋梁	77	304
河川等	111	167
砂防・治山等	447	50
林道	20	190

なお、大規模崩壊等による崩落土砂により、公共土木施設の被災状況を確認できない箇所については、今後被災状況が確認でき次第、災害査定の変更協議を実施。

(4) その他の被害

【ライフライン】

○ 電力関係

十津川村を中心に28,590軒停電したほか、水力発電所、送電設備、配電設備及び通信設備で被害があった。被害を受けた設備の復旧所要額並びに滅失及び損壊した資産の損失等については、電気事業者において約23億円（10月17日時点）を計上している。

○ 通信関係

一般電話回線（NTT回線）、携帯電話は、基地局や中継局への停電に伴う電力供給停止、通信設備及び通信ケーブル断による通信途絶が発生した。被害を受けた設備

に係る復旧所要額については、通信事業者において約 3.5 億円を超えるものとなっている。

○ 水道関係

簡易水道を中心とした小規模水道施設に甚大な被害が発生し、その復旧所要額として約 2.1 億円（30 箇所）が見込まれている。

【中小企業関連施設】

宿泊施設や建設関連事業所など物的被害を受けた中小企業関連施設は、122 事業所で約 23.6 億円の被害額となっている。この業種別内訳では観光関連などのサービス業で 57 事業所、約 8.6 億円、建設業で 26 事業所、約 10.2 億円、卸売・小売業で 23 事業所、約 1.8 億円、製造業で 16 事業所、約 2.9 億円の被害となっている。

（平成 24 年 1 月 20 日現在／奈良県産業・雇用振興部調べ）

※ 物的被害の範囲は、店舗、工場（付帯設備を含む。）の倒壊、損壊、敷地の崩壊、設備、商品・原材料・仕掛品に及んだ直接被害としている。

【農林業等】

（10 月 18 日時点）

種別	項目・品目	被害規模	被害程度	被害見込額 (万円)
農業関係施設	ビニールハウス	573 件	全・半壊 87 棟 軽破・ビニール破損 486 棟	3,000
農作物	水稻	約 1,300 ha	全倒～一部倒伏、冠水は殆どなく被害は軽度(県全体の 14%)	4,500
	野菜(ホレンソウ等)	34 ha	—	4,861
	柿	77 ha	枝折れ(品種：刀根早生)	763
	花(ダリア)	4 ha	—	453
水産関係	養魚施設	5 施設	施設被害 5 件 あまごのへい死等 5 件(252 千尾)	5,925 1,554
	採捕施設	1 件	流出土砂による施設埋没	30
農地・ 農業用施設	農地	185 件	水田の損壊 114 件 畑の損壊 71 件	25,936
	農業用施設	105 件	農道の損壊 57 件 水路等の損壊 48 件	13,275
畜産関係	畜舎等	4 件	畜舎等の損壊 ※家畜に被害なし	520
林業関係施設	集運材施設	1 件	集材林業機械 流出	1,606
	木材加工・流通施設	1 件	木材加工用機械 冠水	60
林産物関係	特用林産物(キノコ)	2 件	キノコの発生不良(停電)	2,286
合計				64,769

(5) 社会経済的な影響

被災地域とその周辺における民間企業の社会経済的な影響を把握するために実施したアンケート結果から、経済活動を行う基盤（民間資本に限る。）に対する被害と当該基盤が将来にかけて生み出すであろう付加価値の合計で社会経済的な被害額を推計した。この場合、低位ケース（アンケート未回収社は被害がなかったものとした場合）で約 47 億円、高位ケース（アンケート未回収社は回収企業と同等の被害があったものとした場合）で約 72 億円と推計される。

【調査対象期間：9月～11月／調査対象企業数 500 社／回収 330 社／回収率 66.0%】

台風12号がもたらした甚大な被害



北股地区



麦谷地区



迫地区

北股地区

河道閉塞(土砂ダム)※と山腹崩壊の現場

※河道閉塞(土砂ダム)とは、地震・豪雨などによる大規模な崖崩れなどが川の流れをせき止め、上流側に大量の水が溜まった状態。崩壊すると下流域に甚大な災害を引き起こす。

宇井地区

山腹が大崩壊し、対岸の家屋や道路も被災

辻堂地区

土石流が車や建物をのみ込んでいった

赤谷地区

五條市大塔町赤谷地区で発生した河道閉塞(土砂ダム)の現場



宇井地区



辻堂地区



赤谷地区



麦谷地区

山腹崩壊の現場

迫地区

山腹崩壊の現場



土屋原地区

土屋原地区

山腹崩壊の現場

坪内地区

河道閉塞により川の水位が上昇し、浸水した家屋(奈良県警察「あすか」撮影)

野尻地区

山の尾根から山腹崩壊した現場

長殿地区

土石流が建物などを押し流していった

折立地区

河川の増水により橋の一部が流され落橋した折立橋



坪内地区



折立地区



野尻地区



長殿地区

3 復旧・復興計画の基本的な考え方

(1) 復旧・復興に向けた取組方針

紀伊半島大水害の復旧・復興に当たっては、百年の計に立ち、「災害に強く、希望の持てる」地域を目指し、以下の取組を行う。また、短期、中長期の目標を設定し、将来の地域の姿を提示していく。

①被災地域の迅速な立ち直り・回復

公共施設の復旧を強力に推進するとともに、きめ細やかな避難者・被災者支援、事業の早期再建、再開に向けた支援を行う。

- ・ 道路等の応急復旧、土砂ダム対策
- ・ 避難者・被災者支援
- ・ 生業・産業支援

②地域の再生・再興

災害に強いインフラを整備するとともに、住み心地の良い、人が集まり、楽しめる居住空間、交流を誘発する住宅や医療・介護・保育などの施設の整備、基幹産業である林業や観光等の再生による産業と雇用の創造、教育・医療・福祉の充実によるくらしづくりを進める。

- ・ 災害に強いインフラづくり（道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等）
- ・ 新しい集落づくり
- ・ 産業・雇用の創造（林業、観光等）
- ・ くらしづくり（教育、医療、福祉等）

③安全・安心への備え

紀伊半島大水害の経験を踏まえ、今後の災害に備え、安全・安心のための新たなシステムの構築を目指す。

- ・ 監視・警戒・避難のシステムづくり
- ・ 深層崩壊のメカニズム解明と対策研究
- ・ 記録の整備、次世代への継承

(2) 本計画の位置づけ

①計画期間

- 平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする。
- このうち、平成 23 年度から平成 26 年度までを「集中復旧・復興期間」とする。この期間において、避難者・被災者の生活の立ち直りを図ることはもとより、道路、林

道、土砂ダムの緊急工事等の復旧事業を迅速に進める。また、地域の再生・再興につながる新しい集落づくり、産業・雇用の創造、くらしづくりなどについても、可能なものから着手する。

続く平成 27 年度から平成 32 年度までを「中・長期」（中期：平成 27 年度～平成 29 年度、長期：平成 30 年度～平成 32 年度）として、地域の再生・再興に向けたインフラ整備などを充実させ、併せて更なる地域の発展に向けた取組を推進する期間と位置づける。



②進捗管理

- 社会状況の変化、地域の新たな動きにも柔軟に対応し、必要に応じ（原則として 2 年から 3 年に一度）本計画を改訂する。
- 本計画に掲げる取組項目の進捗状況を検証するために、本計画に基づく「アクション・プラン」を平成 23 年度から毎年度策定し、より効果的に取組を実施する。

③他計画などとの整合性

- 以下の県計画や関係市町村が策定する復旧・復興計画などとの整合性に、十分配慮する。

【南部・東部振興関係】

「奈良県南部振興計画ー住みたくなる、住み続けられる南部をつくるー」

（平成 23 年 3 月）

「奈良県過疎地域自立促進方針」（平成 22 年 9 月）

「奈良県過疎地域自立促進計画」（平成 22 年 12 月）

【福祉及びこども・子育て関係】

「奈良県高齢者福祉計画」（平成 22 年 3 月）

「第 4 次奈良県介護保険事業支援計画」（平成 21 年 3 月）

「奈良県障害者計画」（平成 22 年 3 月）

「奈良県こども・子育て応援プラン」（平成 22 年 3 月）

【医療関係】

「奈良県保健医療計画」（平成 22 年 4 月）

「奈良県地域医療再生計画」（平成 23 年 11 月）

「奈良県へき地保健医療計画」（平成 23 年 3 月）

【くらし関係】

「奈良県協働推進指針」（平成 22 年 3 月）

「第 2 次奈良県廃棄物処理計画」（平成 20 年 3 月）

【農林業関係】

「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針」（平成 22 年 12 月）

【土木・まちづくり関係】

「奈良の今後 5 カ年（平成 21 年度～平成 25 年度）の道づくり重点戦略」
(平成 20 年 12 月)

「なら安心みちネットプランー暮らしをつなぐ道路防災ー」（平成 21 年 12 月）

「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」（平成 22 年 2 月）

「奈良県土砂災害対策基本方針」（平成 22 年 6 月）

「奈良県交通基本戦略」（平成 23 年 3 月）

「県域水道ビジョン」（平成 23 年 12 月）

【全般】

「主な政策集」（平成 24 年 2 月）

【関係市町村の復旧・復興計画】

五條市 「五條市大塔町災害復旧・復興計画」（平成 24 年 3 月）

野迫川村 「野迫川村紀伊半島大水害復旧復興計画」（平成 24 年 3 月）

十津川村 「十津川村復興計画」

④防災計画の見直し

- 紀伊半島大水害及び東日本大震災の経験、教訓を踏まえ、直下型・海溝型地震、水害、土砂災害、原発事故対応といった災害の種類ごとに、予防、応急、復旧・復興の各ステージに分けて、具体的な被害の事例研究を行い、災害時に役に立つ実際的な防災計画となるよう現行の「奈良県地域防災計画」を見直す。その際には、市町村の参画を得て、県及び市町村の防災計画の見直しを一体的に進めていくこととする。
- 本計画の実行に当たっては、避難システム、防災知識の普及、自主防災組織の育成、ボランティア活動支援等について、見直し後の奈良県地域防災計画との整合性を十分保ち、連携して対策を進めていくこととする。

(3) 復旧・復興の担い手等

- 復旧・復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を十分理解している市町村が基本であるが、今回、大きな被害を受けた市町村の大半が、急峻な山間部にあり、財政基盤が極めて脆弱であることから、国、県、市町村が一体となった取組が不可欠である。そのため、復旧・復興推進本部会議に関係市町村に参画いただき、十分協議を行うなど、関係市町村と連携して取り組む。併せて、国や有識者の助言、意見等を十分聴取する。

- 紀伊半島大水害においては、広範囲にわたり甚大な被害がもたらされたことから、平成23年10月31日に「紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」を立ちあげ、関係1府7省、三重県、和歌山県と合同で、災害に強い紀伊半島づくりに取り組むこととした。
平成24年1月17日には、第2回会議を開催し、迅速な復旧・復興に向け、有意義な議論がなされた。
- 県は、本計画及び毎年度策定するアクション・プランに基づいた取組を迅速かつ着実に推進するとともに、市町村のニーズを的確に把握し、対応するほか、制度への反映等が必要なものについては、国に強く提案・要望していく。
- 復旧・復興に当たり、公的主体のみならず、地域コミュニティ、NPOやボランティア、企業など地域社会の様々な主体が協働する取組を促進する。
- 過疎化、高齢化の進行が著しい地域が被災していることから、地域社会の新たな担い手を育成、確保する。地域外の人材を中心に「ふるさと復興協力隊」として採用し、復興活動をはじめとする地域協力活動に従事してもらう取組を開始する。



※総務省資料より作成

(4) 復旧・復興に係る市町村等への支援

- 財政基盤が脆弱な被災市町村が、安心して復旧・復興に取り組むことができるようにするため、特別交付税による重点支援や災害復旧事業の起債充当率・交付税算入率の引き上げ、将来を見据えた復興のための過疎対策への配慮等について、国に要望するとともに、県職員の派遣等による技術的支援を行うことなどにより、被災地域の早期の復旧・復興を目指す。

- 直接的・間接的な被害を受けている地域産業に対しては、金融支援と併せて、県と市町村が連携し、直接支援について検討し、実施する。また、被災した過疎地域が、災害から復興する全国モデルとなるよう、「総合特別区域制度（地域活性化総合特区）」の活用についても検討する。

(参考)

災害救助法適用地域 10 市町村のうち

- ・ 過疎 10 地域、辺地 9 地域
- ・ 財政力指数 0.11～0.38、平均 0.2
- ・ 国勢調査人口減少率 6.4～29.5%

(減少率全国ワースト 20 に 4 村が該当)

(5) 復旧・復興関連事業からの暴力団等の排除

- 多額の資金が投入される復旧・復興関連事業への暴力団等の参入・介入を阻止するため、奈良県暴力団排除条例及び市町村暴力団排除条例に基づき、関係機関が連携して、その排除を徹底し、被災地の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目指す。

4 分野別の取組

1 被災地域の迅速な立ち直り・回復

(1) 道路等の応急復旧、土砂ダム対策

- 道路、河川等のインフラの被災により、地域の生活、産業等に甚大な被害が発生している。
- この事態を一刻も早く解消し、被災前の日常生活を一日も早く取り戻すため、被災した公共土木施設やライフラインの機能を回復することが早急に求められる。
- そこで、被災施設の本格的な復旧を迅速に実施する。
- また、被災した市町村からの要請を受け、応急給水活動や水道施設の仮復旧における技術的支援を実施してきたところであるが、引き続き県内市町村等への支援を実施する。

①道路、林道等の応急復旧

- 国道をはじめとする幹線道路の一般車両の通行を確保（国道 168 号については車両規制があるものの平成 23 年 10 月 30 日に一般車両の通行を開放。国道 169 号は同年 9 月 5 日には車両規制のうえ一般車両の通行を開放し、同年 10 月 7 日には車両規制を緩和して一般車両の通行を開放）するとともに、県道高野天川線についても同年 11 月 15 日からは、時間規制があるものの一般車両の通行を確保した。
- 【集中復旧・復興期間】においては、道路、林道等の本格的な復旧の早期完了を目指す。
- 市町村道・林道の復旧については、市町村への技術的支援等を行う。
- 災害復旧については、その業務量が膨大であり、かつ、県・市町村とも技術職員が不足することから、他府県からの技術職員の受入や、県内市町村職員の応援などにより対応している。

【取組項目】

01 道路等の復旧

【23 年度の主な取組】

- ・迂回路の設置（十津川村長殿）
- ・道路（本線）の応急復旧
- ・道路被害箇所の応急対策措置
- ・被災道路の復旧方法（法線）の検討
- ・道路・河川等の復旧工事のための調査・測量等
- ・林道災害復旧（五條市ほか 11 市町村 88 路線）
- ・公共土木施設災害復旧（補助）
（道路災害 124 箇所、河川災害 111 箇所、砂防災害 3 箇所）
- ・公共土木施設災害復旧（単独）
（道路災害 21 箇所、河川災害 30 箇所）
- ・道路災害防除（県道大台ヶ原公園川上線）

【24 年度以降の主な取組】

A 被災した道路等の復旧

被災した道路等の生活、産業等に直結するインフラについて、応急復旧に引き続き本格的な復旧工事を実施

B 被災した林道の復旧

地域の基幹産業である林業の早期回復を図るため、市町村等が実施する被災した林道の復旧工事を推進



国道 168 号折立橋被災直後



国道 168 号折立橋(仮橋)設置

② 2次災害を防ぐための土砂災害対策

- 土砂ダムにより河道閉塞が続く4箇所（赤谷、長殿、栗平、北股）については、国土交通省が仮設排水路工事等の緊急工事を実施し、工事完了箇所から随時「重大な土砂災害が想定される区域」を解除した。
- 【集中復旧・復興期間】において、緊急工事の早期完成後、速やかに恒久対策に着手し、避難者の早期帰宅の実現を図る。
- 地すべりによる避難指示箇所について、住民生活の早期安定を図るため、市町村への技術的支援やアドバイスを行う。
- 多数の林地崩壊箇所について、緊急度・重要度の高い箇所を優先的に選定し、早期に対策を行う。

【取組項目】

01 土砂ダムの緊急対策

【23年度の主な取組】

- ・直轄河川事業負担金（4箇所：赤谷、長殿、栗平、北股）
国が実施する土砂ダム等の緊急対策工事にかかる県負担



赤谷地区土砂ダム発生状況（9月12日時点）



北股地区土砂ダム発生状況（9月14日時点）

02 林地崩壊の対策

【23年度の主な取組】

- ・森林の被害状況調査
- ・林地崩壊箇所の復旧工事のための調査・測量
- ・緊急度の高い林地崩壊箇所に対応するための測量・設計
- ・治山事業（災害関連緊急治山事業）
- ・治山事業（林地崩壊防止事業）
- ・県単独治山事業（市町村治山事業）

- ・ 民有林直轄治山事業費負担金
- ・ 林地荒廃防止施設災害復旧

【24年度以降の主な取組】

A 林地崩壊の対策

- ・ 被災地における生活環境の保全・形成を図るため、災害関連緊急治山事業をはじめ緊急度・重要度の高い箇所から各種の治山事業を実施
- ・ 国の直轄治山事業の実施に伴う県負担

③診療所、福祉施設、水道施設などの復旧

○ 診療所

五條市大塔町辻堂地区にある五條市立大塔診療所は、建物に直接的被害はなかったが、平成24年3月16日現在でも避難が指示されており、建物を使用できない状況にある。避難指示の長期化が見込まれるため、市役所大塔支所内に仮設された診療所の運営を支援する。

○ 福祉施設

被災により利用できなくなった福祉施設について、被災地域のニーズに応じ、早期の復旧に向けた取組を支援する。

○ 水道施設

今回の被災では、簡易水道（計画給水人口101人～5,000人）、飲料水供給施設（同50人～100人）など小規模水道施設が甚大な被害を受けた。野迫川村においては、平成24年3月16日現在37戸で断水が継続中である。

【集中復旧・復興期間】においては、復旧・復興費用の財源とそれに対応する技術力を確保した上で、早期の復旧を目指す。

十津川村においては、簡易水道の災害復旧への財政支援とともに、簡易水道未普及地域への給水区域拡大に向けた技術的支援を行う。

○ 自然公園

被災した国立公園内において、自然公園施設や長距離自然歩道に甚大な被害が発生した。利用者の利便性を確保するため、被災箇所の再整備に取り組む。

○ 文化財

被災した文化財の修復を行う。

【取組項目】

01 仮設診療所の運営支援

【23年度の主な取組】

- ・大塔診療所の仮設診療所での運営支援
医師等の派遣（五條・大淀・吉野病院、市医師会）、衛星携帯電話の配備

【24年度以降の主な取組】

- A 仮設診療所の運営支援
五條市が実施する仮設診療所の診療設備の整備に対し補助を実施

02 福祉施設の復旧

【23年度の主な取組】

- ・五條市立デイサービスセンターおおとう（土石流が施設内に流入）
地域包括支援センター職員が高齢者の状況確認
サービスの必要な高齢者は、市内の別施設等で対応
- ・五條市立大塔保育所（床上浸水）
五條市が臨時的措置として旧西吉野小学校校舎で保育を実施

【24年度以降の主な取組】

- A 老人福祉施設の復旧
土石流が流入した五條市立デイサービスセンターおおとうについて、五條市が行う復旧工事に対し補助を実施



五條市立デイサービスセンターおおとう被災状況

03 水道施設の復旧の実施

【23年度の主な取組】

- ・被災市町村の要請を受け、応急給水活動及び水道施設復旧の技術的支援を実施。また、県内事業者や日本水道協会県支部等に対し、被災地支援のため資材調達、給水車手配、職員の派遣等を調整



十津川村平谷簡易水道施設被災状況 天川村中央簡易水道施設被災状況

- ・「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づく応援活動(応援給水・応援物資等)
- ・災害復旧支援チームの結成及び支援活動の実施
- ・十津川村簡易水道の災害復旧事業への技術的支援

【24年度以降の主な取組】

A 水道施設の復旧に向けた支援

- ・被災市町村が実施する水道施設の復旧工事への財政支援及び技術的支援を実施
- ・十津川村における簡易水道普及地域の拡大に向けた技術的支援を実施

04 国立公園内の被災施設や長距離自然歩道の再整備

【24年度以降の主な取組】

A 被災施設等の再整備

吉野熊野国立公園における被災した自然公園施設について、国直轄で再整備を実施



近畿自然歩道被災状況 (天川村)

05 被災した文化財の修復への支援

【23年度の主な取組】

- ・文化財被害対策(金峯山寺本堂、玉置神社社務所、大神神社三ツ鳥居の修復への補助)

④災害廃棄物の処理

- 河川の氾濫による倒壊・浸水家屋からのがれき類、大規模な土砂崩れによる大量の樹木等、大量の災害廃棄物が発生した。
- 住民の生活環境の保全には、災害廃棄物の早期処理が必要である。
- このため、【集中復旧・復興期間】において、大規模災害時における県・市町村・関係団体等による広域的な処理体制の再構築を図る。

【取組項目】

01 災害廃棄物処理の広域的支援

【23年度の主な取組】

- ・倒壊・浸水家屋のがれき、大型ごみ等の処理
被災市町村からの要請を受けて、県内市町村・関係団体の協力を得て支援。大規模な土砂崩れ等に伴う災害廃棄物を処理できていない地域があるが、それ以外の災害廃棄物は概ね処理を終了
- ・土砂崩れの立木等の処理
災害復旧工事等により処理を実施

【24年度以降の主な取組】

- A 大規模災害時の広域的な処理体制の再構築等
 - ・県と市町村の役割を明確にした上で、市町村間の支援協定等による支援システムを構築
 - ・県産業廃棄物協会、県一般廃棄物事業協同組合等、関係団体との災害支援協定の見直しを実施

⑤河川堆積土砂の除去（流木除去、河床土砂除去）

- 山腹崩壊等による河川への大量の土砂流出により、著しい堆積土砂が発生した、熊野川（五條市大塔町宇井地区及び天川村坪内地区）、山手川（十津川村山手地区）、北山川（下北山村下池原地区）では、災害緊急対応事業により河川内流木除去、堆積土砂除去の応急復旧工事に着手している。
- 平成24年の出水期までに必要な箇所での堆積土砂の除去に向け、国・県・地元市町村で構成する「熊野川堆積土砂対策連絡調整会議」で河道掘削の現状や課題、残土処分地の確保などについて関係機関との協議を進める。

【取組項目】

01 土砂堆積の著しい箇所の堆積土砂除去

【23年度の主な取組】

- ・ 直轄河川事業負担金（再掲）
- ・ 被害状況のとりまとめ及び現地調査等の実施
- ・ 土砂堆積の著しい箇所の堆積土砂除去に着手
 - 熊野川（五條市大塔町宇井） 山手川（十津川村山手）
 - 熊野川（天川村坪内） 北山川（下北山村下池原）
- ・ 第1回熊野川堆積土砂対策連絡調整会議の開催（平成23年12月26日）



堆積土砂の著しい箇所における応急復旧工事の状況

(2) 避難者・被災者支援

- 被災した多くの方々が、避難生活を余儀なくされている。また、今後の災害発生に対する不安がある。
- 避難者や被災者の生活再建の支援と心身の健康に対する見守りを実施するとともに、今後の災害に対応できる体制を整える。

①避難者・被災者へのきめ細やかな支援

- 五條市及び吉野郡においては、多くの方々が亡くなられたり、住居を失われたりしており、応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。
- 避難者・被災者に対して、当座の金銭面及び物資面における支援に取り組む。また、今後の災害に備えて、平時から災害時要援護者を地域で支える体制づくりに取り組む。
- 【集中復旧・復興期間】においては、応急仮設住宅入居者等が安心して生活できるように、市町村と連携して、必要な生活物資の提供、健康相談及び心のケア等を行う。また、重要な生活基盤となる住居の再建に向けて支援する。さらに、高齢化率が高い吉野郡を中心に、地域の民生委員を中心として、災害時要援護者一人ひとりに対する個別計画を策定する取組を支援する。

【取組項目】

01 避難者・被災者への生活面の支援

【23年度の主な取組】

- ・ 応急仮設住宅の設置
 - ・ 五條市(57戸／平成23年9月30日着工)
 - 岡口40戸(同年11月5日完成)
 - 大塔町17戸(同年10月27日完成)
 - ・ 野迫川村北股(27戸／平成23年10月14日着工、同年11月17日完成)
 - ・ 十津川村(30戸／平成23年10月14日着工)
 - 沼田原3戸、谷瀬7戸(同年11月16日完成)
 - 湯之原2戸、平谷18戸(同年11月17日完成)
- ・ 応急仮設住宅入居者が使用する生活家電等のレンタル

・義援金の配分

- ・受入額 384,957,396 円（平成 23 年 12 月 14 日確定）
- ・基準額 死亡・行方不明者 1 人当たり 250 万円
- 重傷者 1 人当たり 125 万円
- 住家全壊 1 戸当たり 250 万円
- 住家半壊 1 戸当たり 125 万円
- 住家床上浸水 1 戸当たり 50 万円
- 長期避難の世帯 1 世帯当たり 25～50 万円
- 要援護者（1 人当たり）
 - 両親の一方を亡くした児童・生徒 250 万円
 - 要介護 3～5 の方が在宅する世帯 25 万円
 - 重度障害者（児）が在宅する世帯 25 万円
 - 特定疾患患者が在宅する世帯 25 万円

・被災者生活再建支援

- ・被災者生活再建支援法が適用されない黒滝村の全壊世帯に対する支援
- ・現行制度では支援の対象とならない半壊世帯に対する支援
- ・災害弔慰金の給付及び災害援護資金の貸付
- ・避難所の設置等市町村が救助に要した経費の支弁

【24 年度以降の主な取組】

- A 応急仮設住宅入居者が使用する生活家電等のレンタル継続

02 医療・健康づくりの支援

【23 年度の主な取組】

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- ・医療救護班の派遣
- ・診療所支援要員の派遣
 - 大塔診療所、小原診療所、上野地診療所、野迫川村診療所
- ・へき地医療機関における通信手段の確保
- ・医療救護班のこころのケアチームの派遣
- ・健康相談班の派遣
- ・保健所等による健康相談や心のケア

【24 年度以降の主な取組】

- A 避難者・被災者の心のケア



十津川村内での往診

03 被災児童・生徒等に対する支援

【23年度の主な取組】

- ・被災児童・生徒への支援
 - ・小中学校及び高等学校へのスクールカウンセラーの派遣
 - ・電話相談窓口の開設等
- ・交通遮断により通学不能な児童等に対応するための臨時教員の配置（天川村及び十津川村）
- ・県立学校の授業料、入学検査料及び入学料等の免除又は還付

【24年度以降の主な取組】

- A 児童・生徒の学習の支援や心のケア
- B 県立学校の授業料、入学検査料及び入学料等の免除又は還付

04 税制による支援

【23年度の主な取組】

- ・県税にかかる申告・納付等の期限延長
- ・法人県民税、自動車取得税及び自動車税等の減免
- ・被災地における県税相談会

【24年度以降の主な取組】

- A 県税にかかる申告・納付等の期限延長
- B 法人県民税、自動車取得税及び自動車税等の減免

05 平時からの災害時要援護者支援体制の整備

【24年度以降の主な取組】

- A 災害時要援護者を支援する体制の構築
 - 高齢者や障害者等の要援護者が災害時に避難援助などの適切な支援を受けられるよう地域の体制づくりを推進

○応急仮設住宅



五條市大塔町阪本地区



野迫川村北股地区



十津川村平谷地区

避難の状況

(平成24年3月16日現在)

	月日	市町村数	避難所数 (箇所)	避難世帯数 (世帯)	避難者数 (人)
ピーク時	平成23年 9月5日 11:00	1市 1町 7村	52	359 (うち避難所 353) (うち避難勧告・指示 対象220)	938 (うち避難所 913) (うち避難勧告・指示 対象691)
現在の状況	平成24年 3月16日	1市 2村	0	180 (うち避難所 0) (うち避難勧告・指示 対象 140)	358 (うち避難所 0) (うち避難勧告・指示 対象 278)

応急仮設住宅の特別仕様(高齢者やコミュニティ等に関する配慮点)

項目	仕様	
トイレ	洗浄機能付暖房便座設置	寒冷地対策
給湯設備	台所・風呂・手洗いの3点給湯	利便性向上
台所	ガスコンロ(バックガード付き2口、グリル付)設置	利便性向上
空調	エアコン1台設置 (エアコンのない部屋にはコンセント及びスリーブ設置)	寒冷地対策
開口部	二重サッシ	寒冷地対策
	網戸設置	通風対策
	掃き出し窓設置	採光・通風対策
手すり	玄関・スロープ・風呂・トイレに設置	バリアフリー対策
テレビ	こまどりケーブル設置 (旧五條高校跡地は各棟に共聴アンテナ設置)	利便性向上
外壁	断熱仕様	寒冷地対策
内壁	隙間風を抑えるため内壁ふかし	寒冷地対策
その他	ぬれ縁設置	利便性向上
	屋根付スロープ設置	バリアフリー対策
	集会所の設置(旧五條高校跡地・野迫川村)	コミュニティ確保対策
	屋根付デッキ(廊下)の設置	コミュニティ確保対策
	玄関風除室設置(五條市大塔町)	寒冷地対策

②ボランティアによる支援

- 地域内外からのボランティアによる支援は、災害からの復旧において、大きな役割を果たしているため、平時から災害発生に備えて、ボランティアの人材養成及びネットワークを構築することが必要である。
- 災害ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを養成するとともに、ボランティア間でのネットワークを構築し、災害時における支援の迅速化を目指す。

【取組項目】

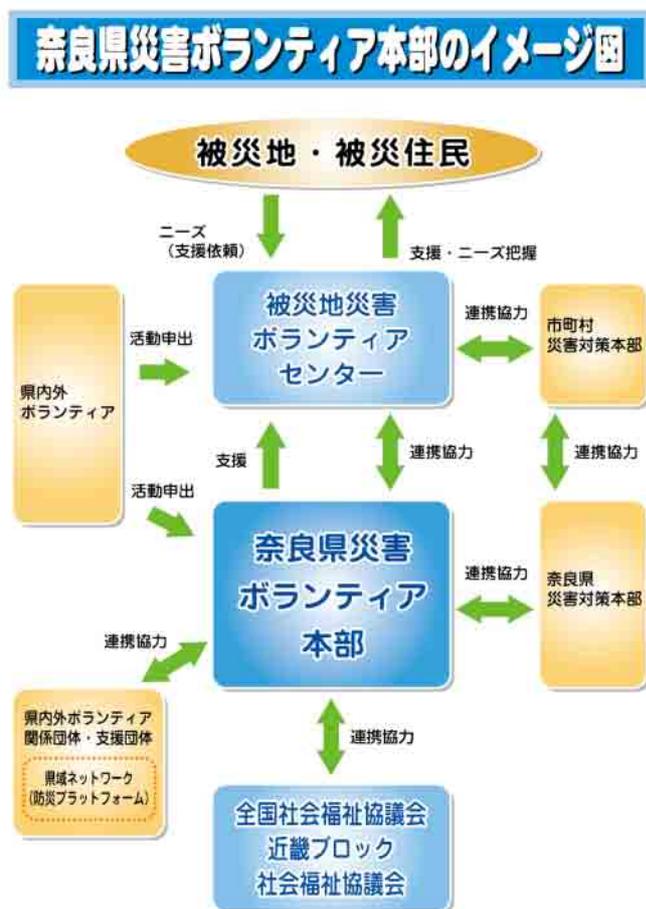
01 ボランティアによる支援体制の整備

【23年度の主な取組】

- ・ 発災時の災害ボランティア本部の設置と災害ボランティアの派遣
- ・ 復旧ボランティアツアー

【24年度以降の主な取組】

- A 災害ボランティアコーディネーター及びボランティアリーダーの養成
- B ボランティア間のネットワークの構築



天川村での災害復興ボランティア

(3) 生業・産業支援

- 商工業、農林水産業において施設等生産基盤に甚大な被害が発生し、操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数発生している。
- 地域の基幹産業である観光業においては、宿泊施設や世界遺産等観光資源の損壊などの直接被害のほか、風評による観光客の減少などの間接被害も発生し、深刻な観光不振に陥っている。
- 事業の早期再建、本格的な事業再開に向け、被災した事業所に対して市町村や商工団体などの関係機関と連携した支援を行うほか、世界遺産等観光資源の復旧及び風評被害の早期払拭による観光地のにぎわい回復を目指す。

①被災事業所等への支援

- 早期に地域経済の収縮に歯止めをかけるためには、被災事業者がいち早く事業を再開させ、雇用の維持・確保を図ることが必要である。
- 【集中復旧・復興期間】においては、相談、情報提供、金融支援、施設等整備支援、販路開拓支援等、可能な手段を総動員して事業者等への支援を重点的に実施する。

【取組項目】

01 中小企業等の事業再建と復興に向けた支援

【23年度の主な取組】

- ・被災地域の生業・産業支援のためのニーズ調査の実施
実施日：平成23年12月21・22日、平成24年2月2・3日
派遣先：天川村、十津川村
調査対象：村役場、商工会、観光協会
- ・関係金融機関に対し、被災中小企業者等の資金の円滑化を要請
- ・経営・金融・雇用等に関する巡回相談の実施
- ・事業再建等のための現地相談会開催
- ・被災企業事業継続支援補助
- ・制度融資（セーフティネット対策資金）
- ・制度融資（経済変動対策資金）
- ・制度融資（台風12号災害復旧対策資金）の創設・拡充
- ・小規模企業者等設備導入資金貸付金

- ・被災宿泊施設利子補給
- ・被災温泉施設の復旧支援

【24年度以降の主な取組】

A 被災した中小企業に対する金融支援等

県信用保証協会や関係金融機関等と緊密な連携をとりながら、台風12号災害復旧対策資金などの制度融資や小規模企業者等設備導入資金貸付金を実施し、被災中小企業者の資金需要の円滑化を推進

B 商工会等による巡回相談や被災地域の特産品販売等復興関連PR支援

- ・被災地で今後発生すると考えられる土地所有権等の法律分野の事案に対応した「法律巡回相談会」の実施
- ・県内特産品を紹介する情報誌の発行やホームページを開設するなど、被災地の特産品・観光地のPRを支援

C 被災地域の物産販売促進支援

物産展を開催又は出展する市町村等に対し補助することにより、被災事業者等の生業及び販路拡大を支援



土砂災害による工場被害と道路の寸断



温泉施設の浸水被害

②観光業への緊急支援

- 宿泊施設の損壊や流出による休業、さらには風評によるキャンセルや新規予約の減少が重なり、生業の維持が困難な宿泊施設が多数発生している。
- 【集中復旧・復興期間】においては、被害の拡大を防止し、宿泊観光客を増加させることにより、生業の回復を支援する。併せて、浸水、損壊などの被害を受けた自然、歴史的な資源の復旧に速やかに対応する。

【取組項目】

01 観光客の減少、宿泊キャンセル等の風評被害の拡大防止

【23年度の主な取組】

- ・ 南部地域での被害状況の現地確認及び聞き取り（風評被害と施設の直接被害状況）
（五條市、天川村、野迫川村、十津川村等 15 市町村）
- ・ 緊急観光プロモーションの実施
- ・ 南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の発売
- ・ 南部地域会議等開催支援
- ・ 巡る奈良「がんばれ南部地域」パンフレットの作成
- ・ 奈良県合宿ガイド（パンフレット及びホームページ）による各種合宿の誘致
- ・ 紀伊半島大水害復興観光プロモーション
- ・ 被災宿泊施設利子補給（再掲）
- ・ 被災温泉施設の復旧支援（再掲）
- ・ 第1回奈良県南部地域復旧・復興チーム（観光）会議及び市町村支援事業説明会の開催（大淀町、平成 23 年 11 月 2 日）
- ・ 第2回奈良県南部地域復旧・復興チーム（観光）会議及び市町村支援事業説明会の開催（大淀町、平成 24 年 2 月 24 日）

【24年度以降の主な取組】

- A 被災地への宿泊観光客の誘客促進
災害からの復旧・復興後を見据え、周遊観光の推進、観光オフシーズン対策といった戦略的な事業展開を図るため、プレミアム宿泊旅行券の発行や南部地域への宿泊を伴う各種会議等の開催経費に対し補助することで、南部地域への誘客を促進
- B 被災した中小企業に対する金融支援等（再掲）



02 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等の復旧

【23年度の主な取組】

- ・被害状況の現地確認
- ・文化財被害対策（再掲）

【24年度以降の主な取組】

- A 小辺路等被災した参詣道などの補修

③地域に根ざした農林水産業の復旧支援

- 林道・森林・農地及び施設等生産基盤や農林水産物への被害により、地域に根ざした農林水産業に大きな影響を及ぼした。このため、農林水産業を復旧することが喫緊の課題である。
- 【集中復旧・復興期間】においては、融資・共済制度及び生産基盤の早期復旧などにより経営の再生を支援する。

【取組項目】

01 農林水産業の復旧支援

【23年度の主な取組】

- ・災害対応資金の円滑な貸付実施に向けた関係機関との連絡調整
- ・災害発生直後より市町村と連携し、現地での農林水産被害状況調査と併せて事後対策指導・助言
- ・県産材安定供給を維持するための緊急支援
- ・園芸施設等復旧対策（被災したハウレンソウ等軟弱野菜栽培ハウスの復旧支援）
- ・水産関係施設災害復旧（アマゴの種苗生産施設、養殖施設の復旧）
- ・アマゴ漁業・養殖業緊急対策
（生産途上のアマゴの大量斃死に対して、養殖に必要な稚魚の確保）
- ・県産材を使用した木造の応急仮設住宅を建設（十津川村、野迫川村）（再掲）
- ・農地及び農業用施設災害復旧
- ・山間地域の特色のある農産物産地復旧支援
- ・林道災害復旧（再掲）

【24年度以降の主な取組】

- A 農地、農業用施設、林道・作業道等生産基盤等の復旧
- B 被災した農家・林家等に対する金融支援



アマゴの斃死



ビニールハウスの倒壊



県産材を使用した仮設住宅（建設中の写真）

2 地域の再生・再興

(1) 災害に強いインフラづくり（道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等）

- 道路をはじめとする公共施設のみならず情報通信設備も寸断され、長期間にわたり住民生活や観光産業等に大きなダメージを与えた。
- 今回の未曾有の大水害の経験を踏まえ、100年先を見据え、地域の活性化につながる紀伊半島の強固な基盤づくりとともに、災害に強い防災システムづくりを目指す。

①紀伊半島アンカールートの整備

- 「命の道」である国道168号、国道169号などが、山腹崩壊や路肩決壊、落橋などにより各地で寸断され、集落が孤立するなど地域生活に大きな影響を受けた。
- 今後、東南海・南海地震などの大規模災害に備え、紀伊半島沿岸部が大地震・津波等で被災した場合、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路として活用できるよう、災害に強くリダンダンシーの役割も担う「紀伊半島アンカールート」の早期整備を目指す必要がある。
- 【集中復旧・復興期間】においては、紀伊半島アンカールートの一部を形成する国道168号地域高規格道路（五條新宮道路）及び国道169号について、事業中箇所の一部供用を図るなど、整備促進に努めるとともに、未改良区間の国による新規事業着手を目指す。
- 【中期】においては、現在事業中箇所の事業完了を目指す。さらに、【長期】においては、災害に強い「紀伊半島アンカールート」の実現を目指す。
- アンカールートの整備と併せて、「奈良の今後5カ年（平成21年度～平成25年度）の道づくり重点戦略」に基づく主要な道路の整備を推進し、災害に強い道路のネットワークを形成する。



紀伊半島アンカールート

【取組項目】

01 事業区間の早期整備促進

【23年度の主な取組】

- ・ 災害に強い紀伊半島アンカールートの整備検討
 (国道168号地域高規格道路(五條新宮道路)、国道169号など)
- ・ 京奈和自動車道(大和御所道路・御所区間)
- ・ 国道168号(五條新宮道路)
 (辻堂バイパス、川津道路、十津川道路Ⅰ期)



国道168号 辻堂バイパス(夢翔大橋)

- ・ 国道169号
 (上北山道路、奥瀬道路Ⅱ期)

【24年度以降の主な取組】

- A 災害に強い紀伊半島アンカールートの整備検討
 (国道168号地域高規格道路(五條新宮道路)、国道169号など)
- B 事業区間の早期整備促進
 - ・ 京奈和自動車道(大和御所道路・御所区間)
 - ・ 国道168号(五條新宮道路)
 (辻堂バイパス、川津道路、十津川道路Ⅰ期)
 - ・ 国道169号(奥瀬道路Ⅱ期) など

02 直轄指定区間編入（国道 168 号地域高規格道路（五條新宮道路））及び 直轄権限代行による新規事業化（国道 168 号、国道 169 号の未改良区間）

【24 年度以降の主な取組】

- A 未改良区間の国による新規事業化
 - ・国道 168 号（五條新宮道路）直轄権限代行による整備
（長殿道路、十津川道路Ⅱ期）
 - ・国道 169 号直轄権限代行による整備
（新伯母峯トンネル）

03 地域を支える主要な道路の整備

【24 年度以降の主な取組】

- A 被災した道路の復旧
- B 地域を支える主要な道路の整備
 - ・国道 309 号丹生バイパス
 - ・国道 169 号高取バイパス など



国道 309 号 丹生バイパス

- C 道路災害防除
「なら安心みちネットプラン—暮らしをつなぐ道路防災—」に基づく道路の防災対策を推進
- D 橋梁補修
「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく緊急輸送道路等の橋梁補修を推進
- E 被災した林道の復旧・主要な林道の整備
市町村等が実施する被災した林道の復旧工事を推進

②土砂災害への恒久的対応

- 土砂ダム等の大規模土砂災害では、地域住民が長期間の避難を強いられる状況となっていることから、緊急工事の早期完了、崩壊土砂による二次災害を防止するための恒久対策の早期実施、及び避難指示解除の目途となる対策工事の完了により、一日も早い避難者の解消を目指す。
- 【集中復旧・復興期間】において、被災した公共土木施設の復旧工事を完了し、地域の再生・再興に必要な基盤整備を行う。

【取組項目】

01 土砂ダム等の対策

【23年度の主な取組】

- ・公共土木施設災害復旧（補助）（再掲）
- ・公共土木施設災害復旧（単独）（再掲）
- ・補助砂防（災関分）
- ・道路災害防除（再掲）

【24年度以降の主な取組】

A 土砂ダム等の対策の実施

土砂ダム等の大規模土砂崩壊において、緊急工事に引き続き、恒久対策工事を実施するとともに、被災地において土砂災害の危険性のある箇所において、重要度・緊急度の高い箇所より、対策を順次実施

- ・土砂ダム対策（北股、赤谷、長殿、栗平）
- ・大規模崩壊対策（宇井、坪内）
- ・土石流及び地すべり対策（災害関連分）（柳谷・鍛冶屋谷（五條市大塔町）など）
- ・砂防及び地すべり対策、急傾斜地崩壊対策 など

③河道整備

- 熊野川の五條市大塔町宇井地区から十津川村宇宮原地区では、500万 m^3 の土砂の堆積により、10m以上の河床の上昇が発生している。
- 【集中復旧・復興期間】においては、河床掘削等の堆積土砂除去に努めるべく、国、県及び市町村の連携により、堆積土砂による河道断面への影響について検討を進め、必要な対策を推進する。
- 新宮川水系の河川及びダム管理は、上流河川が奈良県及び国（ダム区間）、下流河川が和歌山県及び三重県、下流端が国の計4者でおこなっており、ダムにおいては各施設を国、電源開発及び関西電力の3者が管理しており、一水系で複数の管理者が存在し複雑な管理体制となっている。したがって、治水機能を高めるためには、ダムの設置管理の指導監督を行う国、発電事業者、そして河川管理者である3県が、熊野川の流域全体を共同管理する視点に立って、利水ダムの治水機能のあり方、ダム管理者の情報共有、ダムの操作の連携等について議論を深める必要がある。
- そのため、効率的・効果的な熊野川の共同管理のあり方について、国の調整の下に、三者合同会議において早期に協議会を立ち上げて検討するとともに、直轄管理の拡大を目指す。国に対して、関係者による協議について主導的な役割を果たすよう要望、働きかけを行う。

【取組項目】

01 適切な流下能力を確保するため、河床掘削等の堆積土砂除去を推進

【23年度の主な取組】

- ・ 公共土木施設災害復旧（補助）（河川分）
- ・ 第1回熊野川堆積土砂対策連絡調整会議の開催（平成23年12月26日）（再掲）

【24年度以降の主な取組】

A 河床掘削等の堆積土砂除去

- ・ 河川に堆積した土砂を撤去するため、「熊野川堆積土砂対策連絡調整会議」において河道掘削の現状や課題、残土処分地の確保に向けた検討を実施
- ・ 必要となる河道掘削等の対策を実施

02 熊野川の河川管理情報の一元化と利水ダムの治水運用の検討

【23年度の主な取組】

- ・ 熊野川の総合的な治水対策検討

【24 年度以降の主な取組】

A 熊野川の総合的治水対策検討

- ・各関係者間の情報共有や連携、利水ダムの洪水時の活用、洪水予測の高度化などについて協議会（国や三県、沿川市町村、電力事業者、学識者で構成）で治水対策の検討を実施
- ・情報共有や伝達等のソフト対策は検討を重ね、平成 24 年出水期までに対応

④災害に強い森林づくり

- 林地被害では、深層崩壊といわれるような林地崩壊が多数発生し、人家や道路等に非常に大きな被害をもたらした。この崩壊は、森林の根系の及ばない比較的深層からの林地崩壊の発生であったため、その実態を把握するとともに、森林の持つ効果の検証と森林整備のあり方を研究する必要がある。
- 災害に強い森林づくりに向けた検討を行うとともに、その成果を今後の森林整備に活用し、適切な整備や保全に取り組み、水源涵養機能・国土保全機能が最大限に発揮されることを目指す。
- 【集中復旧・復興期間】において、大規模で高度な技術を要する林地被害箇所は国による復旧事業の実施、その他の箇所については県による早期復旧を目指す。また、林道被害については、復旧に向けた支援を行うとともに、基幹的な路線の開設を引き続き進めることにより、事業効果の早期発現を目指す。

【取組項目】

01 災害を想定した森林づくりへの取組

【23年度の主な取組】

- ・ 森林の被害状況調査（再掲）
- ・ 流木発生の要因調査
- ・ 県単独治山事業（市町村治山事業）（再掲）
- ・ 民有林直轄治山事業費負担金（再掲）
- ・ 林道災害復旧（再掲）

【24年度以降の主な取組】

- A 災害に強い森林づくりに向けた調査・検討
- B 林道整備・治山事業の推進
 - ・ 緊急度・重要度の高い林地崩壊箇所から復旧工事を実施
 - ・ 災害発生時の迂回路として機能する林道等について整備を推進
- C 適切な森林整備の推進
 - 森林の公益的機能の増進を図るため、適切な施業が放置された人工林について強度の間伐等を実施

⑤災害に強い情報ネットワークづくり

- 今回の災害で通信ケーブルが複数箇所で切断し、長期にわたり住民に必要な情報が途絶した。
- この経験を踏まえ、災害発生時においてもリダンダンシーを確保した情報ネットワークを構築する必要がある。
- 【集中復旧・復興期間】においては、被災実態を的確に把握し、住民視点に立った「災害に強い情報通信基盤構築」に向けて、今後の整備方針及び個別対策の基準等を検討し、通信事業者などの関係機関との調整等を踏まえ、順次、整備を実施する。

【取組項目】

01 住民が災害時に必要とする情報の的確な把握と効果的・効率的な情報通信基盤整備

【23年度の主な取組】

- ・通信ケーブル応急復旧
- ・南部地域住民情報通信環境調査

【24年度以降の主な取組】

- A 通信ケーブル本復旧
道路復旧、橋梁復旧に伴い、順次本復旧工事を実施
- B 住民の緊急連絡手段の確保
 - ・情報通信の途絶による被災地の住民への影響調査を踏まえ、災害に強い情報通信基盤の整備方法等を検討し、通信事業者等関係機関との協議を経て順次整備を実施
 - ・災害等緊急時に、きめ細かな「防災・避難情報」を早急に伝達する必要があるため、県内に点在する県域放送の地デジ難視解消を推進
- C 災害時における行政情報通信網の確保
災害時等の行政情報通信機能を維持するため、バックアップ回線及び衛星インターネット回線を確保するとともに、防災行政無線FAXを整備



幹線通信ケーブル被災状況（川上村迫）

⑥災害の種別に対応した防災システムの構築

- 【集中復旧・復興期間】においては、紀伊半島大水害及び東日本大震災等の経験・教訓も踏まえ、災害時に役に立つ実地的な防災計画となるよう、平成 24 年度を目途に地域防災計画の見直しを実施する。
- 主要な取組としては、①初動体制の見直し、②避難発令基準・避難所等の避難のあり方を見直し、③「道の駅」等の防災拠点の機能充実、④情報収集・伝達の迅速化などにより、災害の種別に対応した防災システムの構築を図る。

【取組項目】

01 避難所整備をはじめとする防災システムの構築の推進

【23 年度の主な取組】

- ・ 「道の駅」の防災機能強化の検討

【24 年度以降の主な取組】

- A 「道の駅」における防災機能強化
防災機能強化の検討結果を基に、「道の駅」における防災機能強化に向け、施設・設備を整備
- B 地域防災計画の見直し
- C 避難所の防災機能等の充実
市町村が指定する避難所の安全性及び快適性の向上に資する設備・備品の整備や福祉避難所の充実及び機能強化を図るための整備に対し支援を実施
- D 防災関係施設の整備の推進
先進県における防災関係施設（防災センター、防災活動拠点、備蓄倉庫）の調査を実施し、施設の機能見直し及び整備を推進

⑦バス交通の確保

- 道路の崩落等により、買い物や通院などに利用されていたバスの運行が困難となり、病院での診察が受けられないといった生活の不安が生じるなど、住民の暮らしにおけるバス交通の重要性が改めて明らかとなった。
- 引き続き、利用者の視点に立って、通院などの目的に応じたバスの運行など、暮らしを支えるバス交通の確保に取り組む。

【取組項目】

01 バス交通の確保

【23年度の主な取組】

- ・被災地における路線バスの早期運行復旧
十津川村から県立五條病院への広域通院ラインをはじめとした路線バスについて、早期運行復旧に向けた関係機関との連絡調整

【24年度以降の主な取組】

A 暮らしを支えるバス交通の確保

- ・通院、通学、買い物といった移動の目的に応じたバス交通を確保
- ・地域の実情に応じた生活交通の確保に向け、市町村が主体となった地域公共交通（コミュニティバス等）の運行に対する支援を実施



<災害に強いインフラづくり実現のための取組内容>

①国の制度の積極的な活用

- ・国直轄事業を活用した大規模事業の実施
- ・激甚災害指定を最大限活用し、迅速な復旧

②復旧・復興の目標及び取組の「見える化」

- ・集中復旧・復興期間（平成23年度～平成26年度）に以下の3段階で実施
平成23年12月末まで：本格的な冬を迎えるまでに応急復旧を実施
平成23年度末から平成25年度まで：道路規制の解除
平成26年度から：復旧事業の完成、復興への新たな事業着手
- ・目標宣言、対応の公表
- ・市町村とのコミュニケーション

③大規模・複合的な災害箇所「チーム」による対策実行

- ・多発した大規模・複合災害への一体的対応
- ・国・県・市町村等によるチーム編成

<大規模・複合的な災害箇所の取組方針>

- ・「道路、河川、砂防、治山、通信基盤等が一体となった」復旧・復興の実施
- ・対策箇所での課題、対応、時期等を取りまとめ「総合化」
- ・「部局横断」による進捗調整や対策の実行

※大規模・複合的な災害箇所

- (1) 五條市大塔町辻堂～十津川村上野地
- (2) 十津川村折立～七色・重里
- (3) 野迫川村北股
- (4) 天川村坪内
- (5) 川上村迫
- (6) 黒滝村赤滝
- (7) 東吉野村麦谷
- (8) 御杖村土屋原

※その他の地区についても、市町村等との協議により対策を実施

(具体的な対応については、アクション・プラン参照)

(2) 新しい集落づくり

○ 急峻な山間部において発生した今回の災害では、土砂崩落により多くの建物が流失し、さらに、土砂崩壊の危険により、一部地域では避難が長期化している。また、被災地域の大半では従来から過疎化・高齢化が進行しており、今回の災害で地域コミュニティの維持がさらに困難になるおそれがある。

○ 安全・安心で、住み心地が良く、地域コミュニティが維持されるような集落、働き口があって自立でき、交流が促進され、人が集まるような集落を目標に、新しい集落づくりを行っていく。

○ 【集中復旧・復興期間】においては、地元の住民の方々や被災市町村と十分話し合い、希望の持てる集落とするために必要な、地域コミュニティ、地域産業、医療・福祉サービス等の機能の確保、安心で住み心地の良い住居の確保に目処がつけられるよう取組を行う。また、既存集落で安全が確保できない場合には、安全な集落を形成できる場所の確保を併せて行う。

○ 【中期】においては、被災者が、恒久住宅において、希望を持って個々の生活の再建に取り組めるよう、集落に必要な諸機能を整備するとともに、生業、住宅など個々の生活再建に不可欠な機能の確保に向けた支援などを行う。

○ 【長期】においては、過疎地での集落づくりのモデルとなるよう、働き口、医療・福祉サービス、地域コミュニティ等の機能の確保及び人々の交流や若者の定住促進に向けた取組を行う。

【取組項目】

01 新しい集落づくりのための基盤整備

【23年度の主な取組】

・新しい集落づくり基礎調査

既存集落の安全性の確認や集落移転の候補地の検討などのための調査を実施

【24年度以降の主な取組】

A 新しい集落づくりの計画の策定、実施

新しい集落づくりに向けた計画等の策定及び事業の実施又は支援

02 住宅の復興

【24年度以降の主な取組】

- A 被災者の住宅再建の支援
被災者の住宅確保のための取組を支援

03 新しい集落での諸機能の確保

【24年度以降の主な取組】

- A 集落の諸機能の確保
集落に必要な諸機能の整備と生活再建に不可欠な機能の確保



(3) 産業・雇用の創造（林業、観光等）

（林業、地域産業関連施策）

- 被災地域の大半は、山間部等にあり、過疎化・高齢化が進行し、産業構造が脆弱な地域である。
- さらに、農林水産業の基盤である森林・農地・河川が甚大な被害を受け、また、商工業者等にも直接的・間接的な被害が発生したため、地域産業の活力低下を引き起こしている。
- そこで、これをひとつの転機と捉え、地域産業を活性化し、働きながら安心して暮らすことができる雇用の場を創出することにより、「希望の持てる」地域を目指す。

①林業の振興

- 被災地域における林業は、国・県道、林道、作業道等が寸断されたことにより木材搬出の手段を奪われたため、生産活動が低迷しているが、倒木等の被害は少なく、国・県道や林道、作業道等が復旧されれば復興の原動力として安定的な収入と雇用を生み出すことが期待できる。
- 【集中復旧・復興期間】において、重点的に作業道整備、機械化及び施業の集約化による低コスト木材生産を推進するとともに、【集中復旧・復興期間】から【中・長期】にかけて、総合的な林業技術者の養成や、基礎的な森林施業技術者の育成などを行う。
- また、民間住宅や公共建築物等での県産材利用、県産材を用いた木製品の開発や販路開拓、被災地域における製材所等の木材加工施設やチップ製造等の木質バイオマス関連施設の整備等を進め、地域の森林で生産された木材の利用拡大を図る。
- 【中・長期】においては、従来のスギ・ヒノキのみならず、家具や木工の材料、薬用、景観の創造など、様々な価値を生む多彩な樹種の植栽を進め、新たな地域産業の礎となる森林を造成する。
- 将来にわたり、地域としての森林・林業・木材産業を維持発展させていくために、地域全体で森林の経営を考えていく仕組みづくりを進めていく。これにより、地域に根付く自立した林業展開を目指す。

【取組項目】

01 地域雇用の受け皿となりうる林業・木材産業の振興

【23年度の主な取組】

- ・ 流木発生の要因調査（再掲）
- ・ 県産材安定供給を維持するための緊急支援（再掲）
- ・ 森林資源活用調査

【24年度以降の主な取組】

A 林道整備の推進

林業振興の核となるとともに、災害発生時の迂回路として機能する林道等について整備を推進

B 奈良型作業道の重点整備など県産材の安定供給推進

- ・ 本県の地質・地形に合った壊れにくく繰り返し使える作業道を奈良型作業道とし、施業地の集約化と併せて重点的に整備することで木材生産を促進
- ・ 流通経費を支援することなどにより、県産材の安定供給を推進

C 木材生産に取り組む意欲的な担い手の確保・育成

林地の集約化を行うプランニング実務者や作業道整備を行う技術者養成に向け、意欲ある林業事業体等に対して実践的な研修を実施

D 民間住宅・公共建築物等での県産材利用推進

民間住宅や公共建築物における県産材利用を推進するため、補助制度や県産材取扱事業者と工務店とのマッチング等の多様な取組を実施

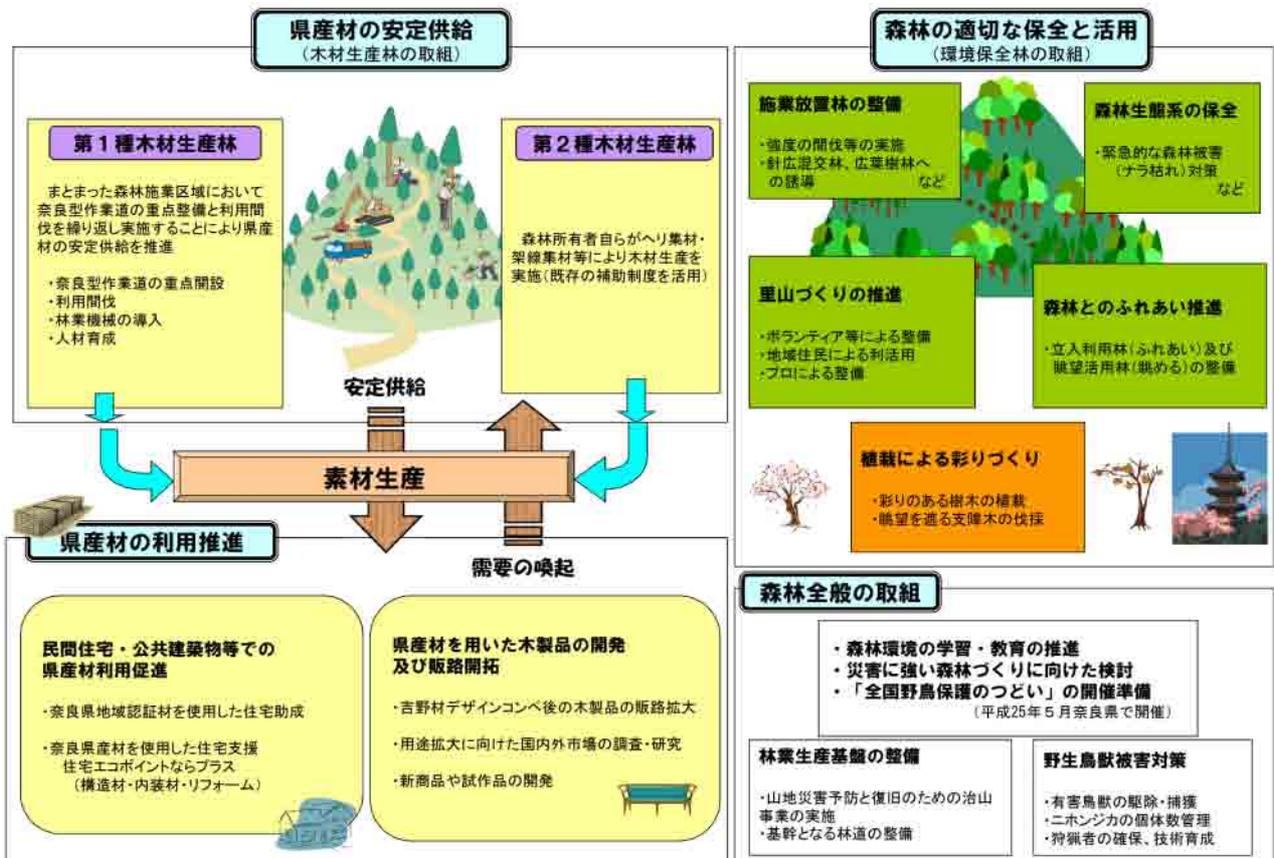
E 県産材を用いた木製品の開発及び販路開拓

吉野材に新たなブランド価値を付加するとともに、吉野材の良さを活かした空間づくりや土産物開発、販路開拓等を推進

F 製材所等木材加工施設の整備

G 木質バイオマス利活用の推進

災害に強い自立したエネルギー供給体制の構築と新たな雇用の創出に向けて、地域資源である木材を活かした木質バイオマスの利活用を推進



森林づくり・林業・木材産業の振興

②地域産業の振興

- 農地や農道等の損壊のほか、ビニールハウスの倒壊や水稻の倒伏、ハウレンソウやきのこ、アマゴなどの農林水産物の被害、また、商工業者への直接的な被害が多数発生した。
- このため、地域資源を最大限に活用することにより、林業、農業、商工業などの地域産業の活性化を図りながら、将来に向けて新たな産業・雇用の創出を推進するための基盤づくりをする必要がある。
- 【集中復旧・復興期間】においては、地域特産物・加工品・土産物等の発掘・新商品開発等により地域の誇りとなる地域ブランドを育成し、都市農山村交流などの特色ある地域の取組を支援するとともに、地域産業を支える基盤整備や人材育成などを推進する。

- 【中・長期】においては、地域の誇りとなる地域ブランドの販売拡大や都市農山村交流をより一層推進するとともに、新たな起業を支援することにより、地域産業の活性化や新産業の創出などを図り、雇用の創出を目指す。

【取組項目】

01 地域の誇りとなる地域特産物・加工品・土産物の発掘・開発及び販売

【24年度以降の主な取組】

A 地域特産物等の振興

小さくても地域の誇りとなる地域特産物・加工品・土産物の発掘、開発及び販売を促進するための取組を推進

B チャレンジ品目・リーディング品目の振興

将来の成長品目として育成を図る「チャレンジ品目」（大和野菜・有機野菜・切り花ダリア・サクランボ）や今後とも本県農業を牽引する「リーディング品目」（柿・イチゴ・キク・大和畜産ブランド）について、高品質化・高付加価値化によるブランド化、生産コスト削減に向けた取組を推進

C 内水面漁業の振興

地域特産品としてのアユ、アマゴの生産・販売促進及び魚釣り等の遊漁の振興を図るため、水産資源の維持培養や漁場環境の保全等を推進



D 販路開拓推進

地域特産物等の販売を促進するため、農産物直売所や量販店、レストラン等への多様な販路を開拓するための取組を推進

E 加工食品の研究・開発

地域食材を活用した魅力ある加工食品の研究・開発を推進

F 意欲ある担い手と新規就農者への支援

意欲ある担い手の経営基盤の強化及び新規就業支援などの取組を推進

02 豊かな地域資源を活用した都市農山村交流の推進

【24年度以降の主な取組】

A 都市農山村交流等によるにぎわい創出

交流人口を増やし、地域の活性化を図るため、魅力ある農山村資源を活用し、都市農山村交流や地域おこしなどの活動を推進



全国豊かな海づくり大会より
(平成23年10月：鳥取県)
大漁太鼓による歓迎

B 植栽による彩りづくり・森林とのふれあい推進（立入利用・眺望活用）

県民や観光客が、季節を体感し、彩りを楽しみ、森林とふれあう場を提供するため、彩りのある樹木への転換や支障木の除去、森林内への立入や眺望を目的とした整備を推進

C 定住・交流の促進

南部・東部地域における交流人口の増加、さらには定住人口の増加を目指し、体験型、宿泊型交流や定住できる環境づくりに向けた取組を推進



03 地域産業を支える基盤整備（農地、林道等）の推進

【24年度以降の主な取組】

A 農業・農村の基盤整備の推進

中山間地域での農業や農村生活を維持・向上するため、環境に配慮しつつ、地域のニーズに応じたきめ細かな農地や農道、用排水施設等の基盤整備を推進

B 林道・森林整備の推進

県産材の安定供給を促進し、森林を健全な状態に保つため、木材生産林において林道や森林の適切な整備を重点的に推進

C 総合的な鳥獣被害対策の推進

中山間地域を中心に、農林水産業の振興を図るための阻害要因となっている鳥獣被害を軽減するため、有害鳥獣を引き寄せない地域の環境改善を基本とした、総合的な対策を推進



立木の皮剥ぎ（ニホンジカ）



畑荒らし（ニホンザル）

04 地域特性を活かした中山間地域の産業振興への支援

【24年度以降の主な取組】

A 付加価値獲得の支援

技術の開発、技術の向上及び活用、新しいビジネスモデルの構築など高付加価値化を図ろうとする中小企業等を支援

B 選択、集中、重点化による技術・経営相談対応

新事業の創出を促進するためのコーディネーターの設置及び技術相談等の研究開発にかかる支援を実施

C 経営体質の向上支援

商工団体等が行う地域経済活性化、経営改善、中小企業の組織化及び育成指導等に対する支援を実施

D 国内外への販路開拓支援

- ・国内販路拡大支援として、技術展示会、国際見本市への出展支援等
- ・海外販路拡大支援として、展示会への出展支援等

E 中小企業への金融支援

F 地域の特性に合った企業立地の支援

- ・地域の素材を活かす食品製造業、観光等に関連する各種製造業、落ち着いた環境での研究開発施設など、地域特性に合致し地域資源を活かす企業立地を支援
- ・統廃合で生じた学校跡地への企業誘致を積極的に推進

G 意欲のある起業者への支援

全国から広くビジネスプランを公募し、その内容を競うコンテストを実施することで、潜在的な起業家の掘り起こしを図るとともに、県内での起業に向けた機運を醸成

H 企業等のブランド化支援

自社のブランド化に意欲のある中小企業等に対して、製販一体型のスタイル構築を促し、首都圏等への販路開拓の支援を実施

I 地産地消の促進

「奈良まほろば市」など県内の物産展に、被災地の事業者等が出展できるよう支援し、事業者等が特産品を販売し、来訪者が消費することにより地産地消を促進

J 災害に強いエネルギーシステムの推進

中山間地域では、台風や大雪により停電が発生しやすく、道路が寸断すると復旧が遅れるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの検討を実施

K 多様な宿泊施設の創出と宿泊施設の新たな魅力づくりを総合的に支援

制度融資・利子補給補助や税の優遇制度、また、専門家派遣等による支援を実施

L 宿泊施設・飲食店の創業や現事業者の多角化等を支援

- ・ 宿泊施設について、創業や事業転換・多角化等への取組に対し総合的に支援
- ・ 飲食店について、地域の特色を活かすなど、魅力ある飲食店の創業に対し、金融支援

M 奈良の贈り物の開発及び県産品など魅力ある商品の発掘、開発、PR

県民自らが使用し、贈り物としても使いたくなる商品を目指して、地域の資源を活用し、時代感覚を伴った魅力のある商品を開発



(観光関連施策)

- 被災地においては、美しい自然や世界遺産などの歴史資源を活用した観光業が地域の基幹産業であり、今回の大水害による被害で深刻な観光不振に陥っている。
- 南部・東部地域の魅力ある地域資源を発掘活用することで、多様な層から関心の高まるにぎわいを創出し、観光客の満足度を高める新たな誘客とリピーターの増大により交流人口の拡大を図る。
- 民間団体、市町村等との連携により、にぎわいの場づくりと、新たな魅力の創出を図るなど、持続的な観光産業の育成と地域雇用の創出を目指す。

観光振興、世界遺産等の活用

- 【集中復旧・復興期間】においては、「道の駅」やインターネット（大手旅行サイト等）等を活用したタイムリーな観光情報の発信や、一元的な情報提供など、観光情報発信の強化を図るとともに、世界遺産など中南和の魅力ある歴史資源を活かしたイベントの開催などにより誘客を推進する。
また、多様な宿泊施設の稼働率の向上や、質の充実による宿泊力の強化、観光地間のアクセスの短縮等による快適性の向上など、観光客の満足感につながる「もてなし環境」の整備を支援することにより宿泊滞在型周遊観光を推進する。
- 【中・長期】においては、被災地域の魅力ある自然や歴史観光資源を活かした商品造成の支援等を推進するとともに、観光産業の育成と雇用の場の創出を図る持続的な観光振興の取組を推進する。

【取組項目】

01 新たな地域資源の掘り起こしによる地域ごとにテーマ性のある観光事業の推進

【24年度以降の主な取組】

A 復興イベントの開催

南部地域での有名ピアニストによるコンサートや、熊野参詣道小辺路を活用したトレイルランニングツアーイベントの実施や、南部地域の市町村が取り組む滞在型周遊観光に向けたイベント等の開催経費の補助の実施

B 記紀・万葉プロジェクトの推進

2012年に古事記編纂1300年を迎えるにあたり、南部地域における古事記、日本書紀、万葉集のゆかりを活用した観光振興策を展開。特に2012年をスタートイヤーと位置づけて、全国へ様々なツールによる情報発信を実施

C 斬新な観光プロモーション活動

「せんとくん」に、吉野の桜や天川村の紅葉等をイメージした衣装と曲・ダンスを新たに制作するなど、全国に向けて話題性の高い観光情報発信を展開することにより南部地域への誘客を促進

<せんとくん>



<新しいせんとくん>



吉野の桜
下北山村の桜 等



天川村みたらい溪谷の紅葉
大台ヶ原の紅葉 等

02 奥深い奈良の魅力の発信による誰もが気軽に訪れることのできる観光地づくり

【24年度以降の主な取組】

A 奥深い吉野地域等の観光資源を活用した魅力創出と情報発信

世界遺産・紀伊山地の霊場と参詣道、記紀・万葉ゆかりの地などの魅力創出とわかりやすい案内など、気軽に訪れることができるルートづくりと情報発信の実施

B 外国人観光客の誘客

近隣府県などとの連携により、国のビジット・ジャパン地方連携事業を活用するとともに、県内市町村等から構成される奈良インバウンド促進協議会と連携して、奥深い奈良の魅力を発信する観光プロモーション活動等を行い、外国人観光客の一層の増加を促進

C マスメディア、旅行事業者を活用した情報発信、旅行商品化の推進

観光見本市やメディア懇談会を通じ、地域の魅力を伝えるパブリシティや地域の特性を活かした商品企画の造成を推進

D 多彩な着地型の情報発信

- ・南部地域の隠れた魅力を大型ビジョンなどにより、多くの人々に発信
- ・旧耳成高校跡地の観光情報発信を中心とし、南部市町村や観光案内所のネットワークによるリアルタイムな観光情報を提供

E 効果的な発地型の情報発信

- ・「奈良まほろば館」での物産、展示、講演等により首都圏にアピール
- ・奈良県観光情報サイト「奈良大和路アーカイブ」による観光情報の発信を行い、観光客に利便提供するとともに、WEBページによる誘客を促進

03 宿泊滞在型周遊観光地としての魅力を高めるイベント等の実施

【24年度以降の主な取組】

- A 南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の継続発行
宿泊を伴う南部地域への周遊観光の推進により生業回復を行い、観光産業を支援
- B 「巡る奈良」の推進
「巡る奈良」をキーワードに、「記紀・万葉プロジェクト」の取組や、社寺の秘宝・秘仏特別開帳、市町村との連携によるにぎわい創出の取組など、奈良らしいテーマによる各種イベントを展開
- C スポーツイベント等を活用した誘客の促進
熊野参詣道小辺路を活用したトレイルランニングツアーイベントや世界少年野球大会など、南部地域でのスポーツイベントを活用し誘客を促進
- D 宿泊施設・飲食店の創業や現事業者の多角化等を支援（再掲）

04 地域資源を活かした通年型の周遊観光の推進

【24年度以降の主な取組】

- A 南部地域会議等開催支援
南部地域への宿泊を伴う各種会議等の開催経費に対し補助することで、ロコミによる南部地域への誘客を促進
- B 九州主要都市での奈良県観光プロモーション及び観光キャンペーンの推進
九州主要都市における観光プロモーション活動の実施、及び県・市町村・民間団体が連携による観光キャンペーンの展開など通年型の周遊観光を促進
- C 国際会議、国内会議等コンベンションの誘致促進
官民連携によりコンベンションの誘致を促進

05 三重県・和歌山県との連携による観光の振興

【24年度以降の主な取組】

- A 「吉野・高野・熊野の国」三県共同事業
都市圏でのPRイベントの開催、雑誌による広報など三県が共同してプロモーションを実施



世界遺産(十津川村果無)



トレイルランニングアカデミーの様子

(4) くらしづくり（教育、医療、福祉等）

- 被災地域の多くが山間部の過疎地域であり、従来から教育、医療、福祉サービスなどの提供体制が脆弱な地域である。また、地域コミュニティの機能は比較的高い地域ではあるが、過疎化、高齢化の進行による機能の低下が懸念される。
- 教育、医療、福祉サービスなどは、住民のくらしを支える基盤であり、その充実を図る必要がある。また、集落を維持・活性化していくためには、地域コミュニティの機能をさらに向上させる取組などが必要である。
- このため、へき地教育や地域医療体制の充実、高齢者、障害者や子育ての支援、協働の推進、移住・定住の促進、文化芸術活動の活性化に取り組む。

①へき地教育の充実及び南部地域での教育活動の充実

- 少子化や過疎化により児童・生徒数が減少し、複式学級や学校の統廃合による遠距離通学児童・生徒が増加している。
- 複式学級の解消を進めるなど、学習指導や教育内容の充実を図る必要がある。また、遠距離通学者に対する支援を行う必要がある。
- 複式学級編制基準の改善や教育効果を上げるための教員の配置を行うとともに学習指導の充実を図るための教員研修を実施する。また、学校統合等による通学費の保護者負担を軽減するため、町村の遠距離児童・生徒の通学費に対する補助を行う。さらに、南部地域での教育活動の充実を図るとともに、高等学校において地域の特徴を活かした特色あるコースの設定等を目指す。

【取組項目】

01 へき地教育の充実

【24年度以降の主な取組】

- A 学習指導等への支援
へき地教育を充実させるための制度や人員等の体制を整備
- B 遠距離通学を行う児童・生徒に対する支援
遠距離通学を行う児童・生徒に対する経済的支援を実施
- C 他地域の児童・生徒との交流の増加
南部地域での高校生部の活動合宿や勉強合宿等を誘致

02 特色ある学校づくり

【24年度以降の主な取組】

- A 地域の特徴を活かした特色あるコースなどの設定



県立十津川高等学校

②地域医療の再生と体制整備

- 被害の大きい南部地域において、3つの公立病院（県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院、町立大淀病院）では、医師・看護師の減少等により医療機能の維持が困難となっている。また、へき地診療所等においても医師等の確保が困難な状況である。
また、住民の高齢化に対応するため、急性期から療養、リハビリまで切れ目のない医療提供体制の構築が求められている。
- 地域の医療提供体制を守っていくために、3つの公立病院においては、その機能を再編し、医療機能の維持・向上を図る必要がある。また、山間部の広範囲な医療需要に対応するため、公立へき地診療所への安定した医師・看護師の配置と指導機能を確保する必要がある。
- 【集中復旧・復興期間】において、県及び1市3町8村が南和広域医療組合を設立し、3つの公立病院を、1つの救急病院（急性期）と2つの地域医療センター（療養期）に機能再編するとともに、経営統合を行い、医療提供体制を再構築する。併せて、地域やへき地の医療機関、県立医科大学との連携体制を確立する。
- 県の約7割を占めるへき地の医療については、引き続き、医師・看護師の確保に努めるとともに、「総合医」の養成に取り組む。また、へき地の医療機関の施設・設備の整備に対する支援やドクターヘリ等による重篤患者の搬送体制の確保などに努め、へき地医療の充実を図る。

【取組項目】

01 南和地域の医療提供体制の充実

【23年度の主な取組】

- ・ 地域医療再生基金
南和地域の医療を再生する取組を行うための基金の積み増し
- ・ 新南和公立病院体制整備への補助
- ・ 奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金
南和広域医療組合が設立当初に行う公立病院等の整備に係る市町村の財政負担を軽減するための基金の積み増し

【24年度以降の主な取組】

- A 新南和公立病院体制の整備